

避難所における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年 12月

三 鷹 市

目次

避難対策の基本的な考え方	1
避難者の受入れの基本的な考え方	2
1. 感染防止に資する避難行動の市民への周知	3
2. より多くの避難先の確保	4
(1) 指定避難所以外の公共施設の活用	4
(2) 避難所施設の更なる活用	4
(3) 福祉避難所の活用	4
(4) 大型商業施設等との連携	4
3. 感染防止のための備蓄物資の活用	4
4. 避難所内の感染防止対策	5
(1) 受付時の留意事項	6
① 手指消毒の実施	7
② 問診と検温の実施	7
③ 避難者の振り分け	7
④ 健康な避難者の場合	7
⑤ 咳や発熱などの症状がある避難者及び濃厚接触者の場合	8
⑥ 自宅療養者の場合	8
(2) 避難所の区割スペース	9
(3) 要配慮者用スペースの確保	9
(4) 衛生環境の確保	9
(5) 熱中症対策	10
(6) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認	10
(7) 濃厚接触者・発熱者等への対応	11
(8) 食事・物資等の配布	11
(9) ごみ処理	11
(10) 感染者が確認された場合	12
(11) 車中泊の避難者がいた場合の対応	12
(12) 避難所の閉鎖	12
資料	13
簡易問診票	14
感染を広げないための避難所のルール	15
専用スペースで生活されている方へのお願い	16

健康な人の避難所スペースレイアウト（参考）	17
発熱等のある方の専用スペースレイアウト（参考）	18
宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ	19
エコノミークラス症候群の予防のために	20

避難対策の基本的な考え方

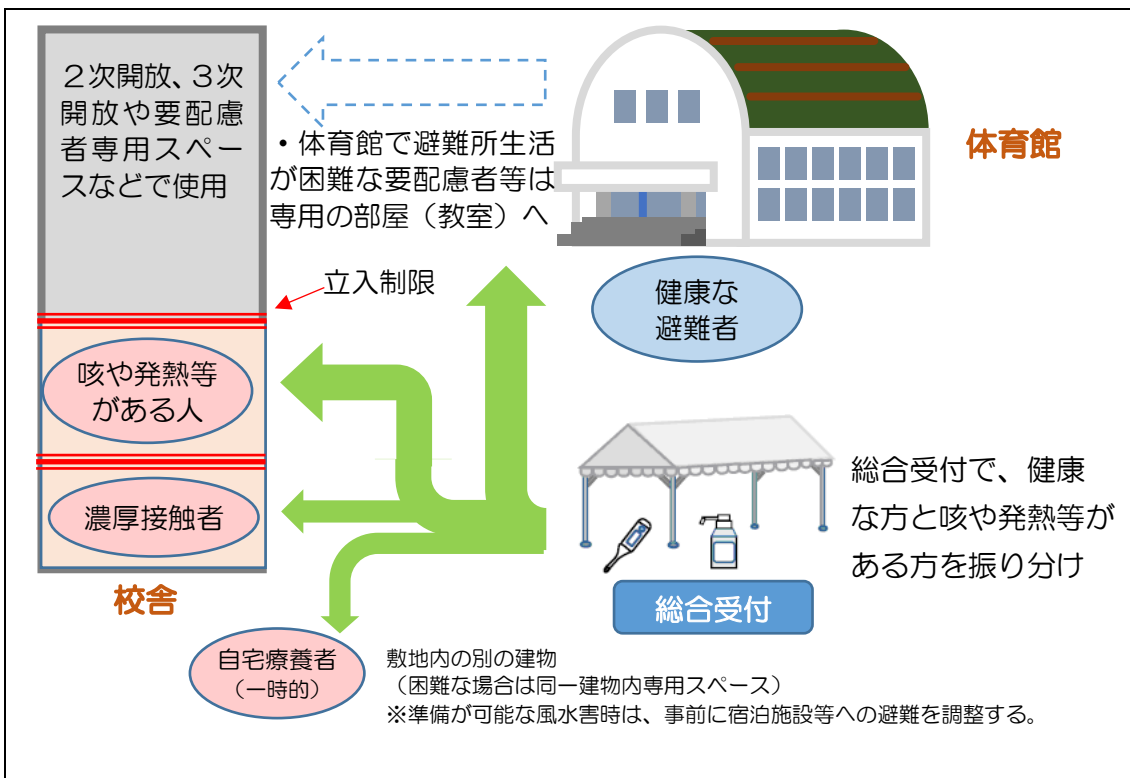
新型コロナウイルス感染症の終息前に避難所を開設する場合には、感染の拡大防止に万全を期した避難所運営が求められる。そこで、これまでの「避難所運営マニュアル」を基本としながら、以下に示す感染防止対策について、可能な範囲で最大限の対応を行い、避難所運営における感染防止を図ることとする。

なお、本ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の状況や新たな知見等に基づく国・東京都の通知等を踏まえ、必要に応じた更新を行う。

【対策の柱】

- 1 感染防止に資する避難行動の市民への周知
- 2 より多くの避難先の確保
- 3 感染防止のための備蓄物資の活用
- 4 避難所内の感染防止対策

＜感染症に対応した避難所イメージ図＞



避難者の受入れの基本的な考え方

災害時には、咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方のほか、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者でPCR検査結果待ちの方や陰性で健康観察中の方の避難も想定される。

新型コロナウイルス感染症の感染者のうち病院に入院していない軽症・無症状者は、ホテル等宿泊施設での療養を基本としているが、例外的に、家族等の状況等により、自宅で療養されている方（以下「自宅療養者」という。）もいる。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当ではないが、在宅避難ができない状況など、一時的に一般の避難所で受け入れざるを得ない場合も考えられる。

感染拡大を防止するためには、自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状があり感染の疑いのある方と、一般避難者は分けて、専用スペースの設定が必要になってくる。

また、受入れに当たっては、自宅療養者、濃厚接触者等の人権、プライバシーに最大限配慮する。

一般避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおりである。

区分	基本的な対応
咳・発熱等の感染の疑いがある人	発熱者等専用スペースで受け入れる。健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送する。
濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受け入れる。症状が出現し感染が疑われる場合には、医療機関等へ受診させる。
自宅療養者	<水害時>多摩府中保健所から事前連絡があった自宅療養者を、自宅療養者待機スペースで健康観察する。 <震災時>多摩府中保健所に連絡のうえ、自宅療養者待機スペースで健康観察する。 市から多摩府中保健所経由で連絡を受けた都がホテル等の宿泊療養施設に入所を調整する。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察を継続する。
上記以外の一般避難者	一般避難者用の避難スペースで受け入れる。 ただし、妊産婦や障がい者等の配慮が必要な方は、既存の避難所運営マニュアルに準じて避難スペースの場所等を考慮する。

※水害時には、多摩府中保健所が把握しているハザードマップ内の危険なエリアに居住の「自宅療養者」及び「同居している濃厚接触者」で、市の一般避難所への避難しか避難方法がない方について、多摩府中保健所から市へ事前の相談・情報提供を行う。

1. 感染防止に資する避難行動の市民への周知

新型コロナウイルス感染症の終息前に避難所を開設する場合は、感染の拡大防止に万全を期すことが重要である。

しかしながら、避難所は、災害の規模によっては、3つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の状態になる可能性があることや、災害時の断水やアルコール消毒液の不足などにより、衛生環境を確保することが難しくなる場合もあり、感染リスクが高まることも想定される。

このことから、市民に対し、避難所への避難だけではなく、避難行動には様々な種類があることを理解していただく必要がある。

そこで、以下の内容を市ホームページや広報みたか等で広く周知する。

【広報等による周知（例）】

避難を検討されている方へ

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。

震災時に自宅で居住継続が可能な場合、水害時に土砂崩れや洪水などのおそれがない場合などは、必ずしも避難所に行く必要はなく、環境変化による体調不良を防止する観点からも、自宅での「在宅避難」をしましょう。在宅避難が可能となるよう、食料・水などの備蓄や家の中の安全対策を改めてチェックしてください。

※建物が被害を受けている場合や、洪水の危険が迫っている場合は、安全な避難場所に避難してください。

※避難所だけでなく、安全な親戚や知人宅に避難することも検討してください。

○マスクなどの感染症対策物資の持参

避難所の備蓄品にも限りがあります。水、食料に加えて、自身の健康状態を確認するため体温計を持参するなど、可能な限り避難所生活に必要なものはご準備ください。避難された方は、マスクの着用を徹底するとともに、手洗いなどの基本的な感染防止対策を行ってください。

【避難所にお持ちいただきたいもの（例）】

水、食料、日用品、常備薬、マスク、アルコール消毒液、体温計、上履き（スリッパ）、ゴミ袋 など

○十分な換気の実施、区画の確保

避難所内は、十分な換気を行うとともに、避難者同士が十分な区画を確保できるように努めます。避難された方も換気の協力をお願いします。

また、避難所内が過密になることを防ぐため、他の避難所を案内する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

2. より多くの避難先の確保

避難所に多くの避難者が集まり、各避難所が過密になることで感染を拡大させないよう、通常より多くの避難所を開設し、避難先を確保する。

(1) 指定避難所以外の公共施設の活用

特に風水害時には、一時滞在施設（芸術文化センター等）の使用を検討する。また、通常は開設しない臨時避難所（地区公会堂等）の開設等により、避難先を確保する。

(2) 避難所施設の更なる活用

通常は、2次開放、3次開放としている学校避難所の教室や諸室等を必要に応じて開設当初から使用する。

(3) 福祉避難所の活用

一般の避難所での避難生活が困難な医療や介護を要する高齢者・障がい者など、要配慮者を受入れる福祉避難所について、事前登録者が直接避難できるよう協定の締結を進める。

(4) 大型商業施設等との連携

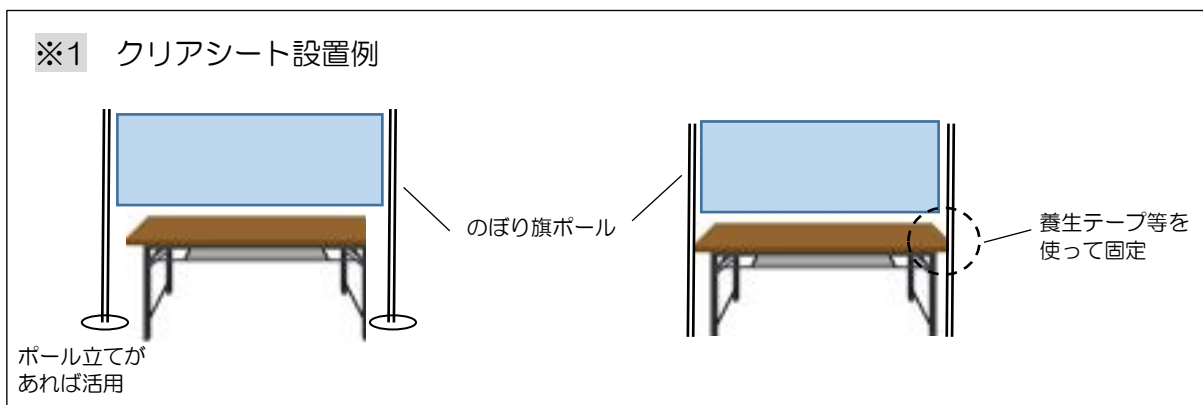
風水害時における一時的な避難場所として、大型商業施設の駐車場等の活用の検討、民間宿泊施設や市内大学施設との連携の検討を行う。また、自宅療養者、濃厚接触者が避難してきた場合の受け入れについて、市内病院等と検討・協議を行う。

3. 感染防止のための備蓄物資の活用

各避難所の備蓄物資は次のとおり

- ・パーティション（避難所の体育館等の面積に応じた数、サイズ：縦 2.1m×横 2.1m×高さ 1.4m）
- ・マスク（3,000 枚）
- ・手指消毒液（ジェルタイプ 3 瓶、液体タイプ 10 瓶）
- ・石鹸（300 個）
- ・非接触型体温計（各施設の所有物を使用。防災課保管は 5 個）
- ・使い捨て手袋（150 双）
- ・フェイスシールド（10 枚）
- ・防護衣（10 着）
- ・ペーパータオル（200 枚入り・42 パック）
- ・ごみ袋

- ・クリアシート（避難者と対応する受付に飛沫防止として設置・のぼり旗ポール等を活用^{*1}）
- ・養生テープ
- ・段ボールベッド・段ボール間仕切り（災害時応援協定事業者へ依頼）
- ・東京都福祉保健局マニュアル（塩素系消毒液の希釈マニュアル、トイレ清掃マニュアル、おう吐・ふん便処理マニュアル等）一式



<参考>段ボールベッド・段ボール間仕切り



災害時応援協定に基づいて、協定締結先であるセッツカートン株式会社に市が一括要請する。

4. 避難所内の感染防止対策

避難所設営時には、次の事項について、運営スタッフの共通理解を図ること。

- ・総合受付ブースを設置
- ・消毒液、配布用マスクの配置
- ・避難者への検温・簡易問診対応の体制の確認
- ・教室の活用など避難スペースの拡充
- ・咳や発熱等の症状がある方の専用スペースの準備
- ・感染者や濃厚接触者^{*2}が避難してきた場合の対応
- ・居住スペースの区画準備（ナンバリング）
- ・避難所ルールの掲示（15、16 頁参照）

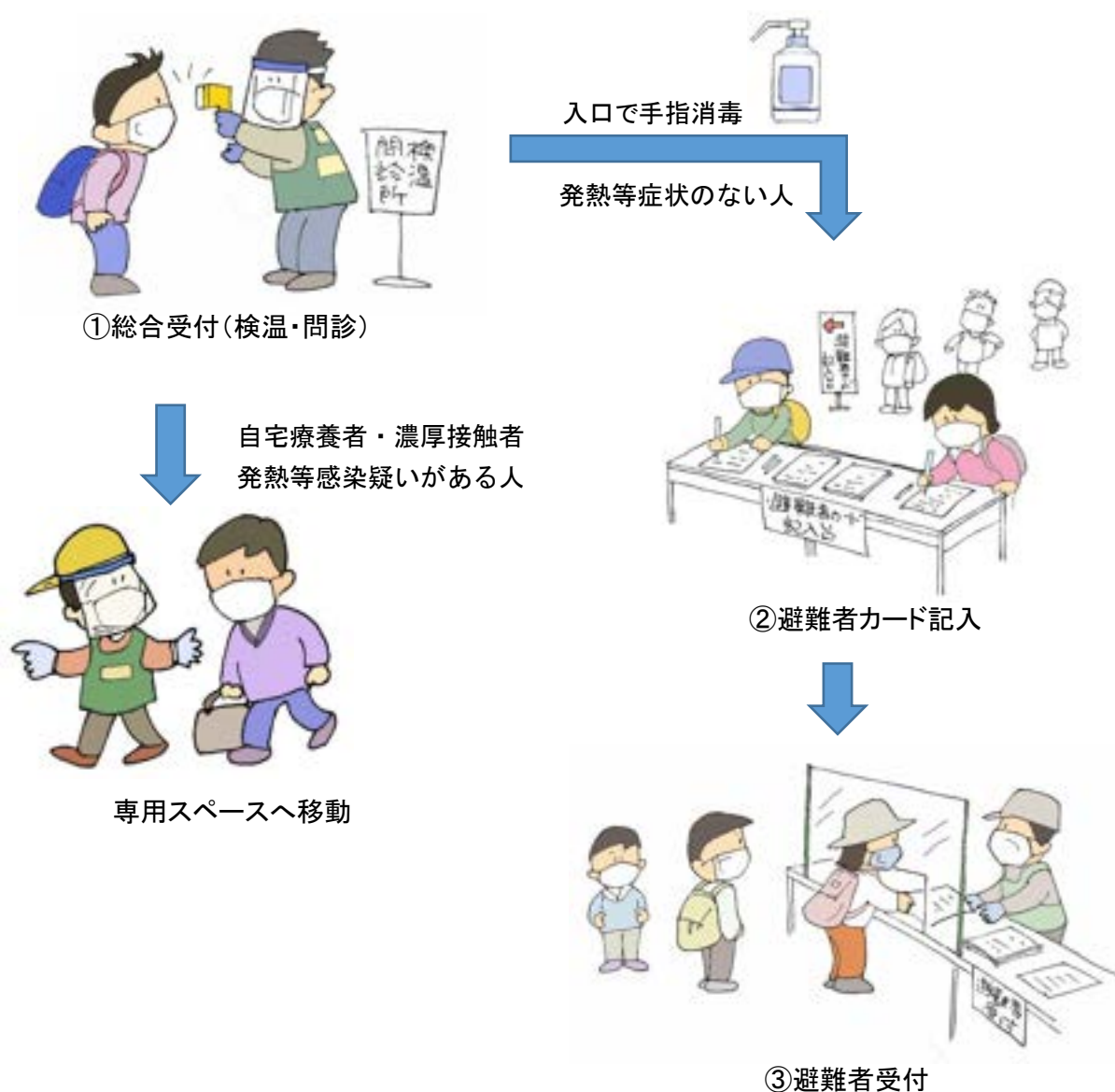
※2 濃厚接触者（厚生労働省HPより）

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に「濃厚接触者」と考えられる。

また、避難者の中には、無症状の感染者がいる可能性もあることから、対面で対応する避難所運営スタッフはマスクとフェイスシールド、手袋を装着し、以下の点に留意すること。特に、聴覚障がい者の方と接するときには、障がい者の方からの求めに応じて、口の形を読みやすいように工夫するなど、柔軟に対応すること（合理的配慮の提供）。

(1) 受付時の留意事項

避難所に到着してから避難者受付までの流れ



飛沫感染防止のため、できるだけアナウンスせずに避難者を誘導案内できるように、案内表示板を準備しておく。

① 手指消毒の実施

総合受付では、すべての避難者が手指消毒（手洗い）を行うよう促す。なお、消毒時及び受付時に密集しないよう、待機位置の指定を行うなどにより、避難者間の適切な距離が確保できるよう配慮する。

② 問診と検温の実施

健康状態などの聞き取りや問診（簡易問診票：14頁）を行うとともに、原則として、非接触型体温計で検温を実施する。ない場合は本人への聞き取りで対応し、滞在場所の振り分けを行う。

③ 避難者の振り分け

感染症の拡大を防止するため、体育館に入る前に総合受付を設置し、㊶健康な避難者、㊵咳や発熱等の症状がある方、㊴濃厚接触者、㊳自宅療養者の滞在場所を振り分ける。

④ 健康な避難者の場合

体育館内の受付を案内する。受付では、避難者名簿の記載を求め受付を行う。受付には、クリアシート等による間仕切りを設置する。間仕切りの設置ができない場合はフェイスシールドの着用が望ましい。（咳や発熱などの症状のある方は⑤の対応）

【受付時に一般の避難者に説明する事項】

- 避難所内のゾーニングについて説明を行い、有症者のいる専用区域や動線に一般の避難者が立ち入ることのないよう注意喚起を図る。
- 避難所内が過密にならないよう、各避難者（家族の場合は家族単位）には一定程度の距離^{※3}（家族間1m以上）を置いて過ごすとともに、避難者同士の交流は極力避けるよう伝える。
- マスクを着用すること、頻繁な手洗いと咳エチケット^{※4}などの基本的な感染防止対策をするよう伝える。

※3 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画では、飛沫感染は1～2m、ソーシャルディスタンス（社会的距離）として2mを推奨している。

※4 【咳エチケット】 厚生労働省HPより抜粋

3つの正しい咳エチケット

1. マスクを着用する。
2. ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う。

3. 上着の内側や袖（そで）で覆う。

※ マスクをつけるときは取扱説明書等をよく読み、正しくつけましょう。

鼻からあごまでを覆い、隙間がないようにつけましょう。

口と鼻を覆ったティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。

⑤ 咳や発熱などの症状がある避難者及び濃厚接触者の場合

それぞれ一般の避難者とは、受付場所、専用区域への動線、使用するトイレを分ける。総合受付では、事前に決めておいた動線により専用区域に誘導する。可能な限り個室にすることが望ましい（濃厚接触者は咳や発熱症状のある方より優先して個室に誘導する）が、対応が困難な場合は、パーティションで区切るなどの対応を行う。この際のパーティションは、少なくとも座位で口元よりも高いパーティションとすることが望ましい。

また、動線の通路等は養生テープなどで立入制限を明確にし、かつ張り紙などで注意喚起する。名簿はそれぞれ一般の避難者分とは分けて管理する。食事の配食や物資の供給のための専任スタッフを配置することが望ましい。

※ 咳や発熱などの症状がある避難者へのPCR検査の実施について

＜風水害時＞短期的な避難所開設では、検査結果の判明に時間を要するPCR検査の有効性は低いことから、専用区域を設け区域内の感染防止対策を徹底する。

＜震災時＞震災直後は、PCR検査機関の体制確保や検体輸送等の問題から検査実施は困難と考えられるため、災害時緊急医療体制の解除後に市内の医療機関で検査することを基本とする。また、PCR検査以外の検査キットの開発動向を注視し、各避難所への配備の検討を行うほか、引き続き、検査の迅速な実施に向けて、医師会等と検討・調整を進めていく。

【咳や発熱などの症状がある避難者・濃厚接触者に説明する事項】

○ 避難所内のゾーニングについて説明を行い、他の避難者がいる区域に立ち入ることがないように注意喚起を図る。

○ マスクを着用するよう伝える。

○ 体調が悪化した場合、すぐに避難所運営スタッフに報告するよう伝える。

⑥ 自宅療養者の場合

自宅療養者が一般の避難所に避難してきた際は、市災害対策本部から多摩府中保健所に連絡し、保健所経由で連絡を受けた都がホテル等の宿泊療養施設に入所を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、可能な限り他の避難者とは別の建物にする。同一建物の場合は、専用区域への動線、使用するトイレを必ず分ける。避難所における自宅療養者への対応は、人権が侵害されるような事

態が生じないように、排除するのではなく、感染対策上の対応であることを避難所運営スタッフ内に周知を図る。

(2) 避難所の区割スペース

区割スペースは家族単位とし、避難所内が過密にならないよう、各避難者（家族の場合は家族単位）には、一定程度（家族間1 m以上）の距離を空けるようにする。また、区画表示として番号を付して、誰がどの番号等の区画に滞在しているのか分かるように管理することが望ましい。参考として、17・18頁に避難所レイアウトを掲載する。

(3) 要配慮者用スペースの確保

要配慮者用の専用スペースについては、既存の「避難所運営マニュアル」においても確保を図っているが、要配慮者（家族単位）の相互が密にならないようスペースの確保に努める。また、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方の専用スペースとは、最も距離を置いた配置・動線を再検討する。要配慮者の動線については、一般の避難者との重複は可とする。

(4) 衛生環境の確保

避難者には、頻繁な手洗い^{※5}や咳エチケット等の基本的な感染防止対応を促し、共用部分（トイレ、手すり、ドアノブなど）は、毎日時間を決めて定期的に掃除、消毒を行う。特にトイレについては、備蓄物資の東京都福祉保健局のマニュアルを参考にすること。掃除、消毒のときは、マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、ガウン（ごみ袋での手作り、カッパでの代用も可）を装着する。

また、避難所内の通気性を保つため、定期的に窓を開け、避難者と協力しながら換気を行う。風の流れができるように2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開して換気する。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇や扇風機を併用すると換気の効果は向上する。なお、夏場には熱中症対策にも十分配慮する。



感染症予防のため、タオルなどの共用を禁止し、すべて使い捨てのペーパータオルを使用する。

※5 【手洗い】厚生労働省HP：新型コロナウイルスに関するQ&Aより抜粋
ウイルスは水で洗い流すことでかなり数を減らすことができます。

石けんと流水による手洗いを行うことが最も重要です。手指についているウイルス量は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんで10秒もみ洗いし流水で15秒すすぐと1/10,000に減らすことができます。

(5) 熱中症対策

多数の避難者が生活する避難所は室温も上昇しやすい環境であることに加えて、マスクを着用することで体温が高くなることから、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるように定期的にアナウンスする。

冷暖房使用時でも、新型コロナウイルス感染症対策として定期的に窓を開ける・換気扇をつける等の換気を行う必要があることから、エアコンの温度設定を調整する。

(6) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

避難生活が中長期に及ぶ場合、車中泊を含む避難者には、1日1回以上の検温を行うとともに、咳や発熱、体調不良の避難者の有無を確認する。（検温は配食時等を活用することが考えられる。）

咳や発熱等の症状が出た避難者は、運営スタッフに申し出て、一般の避難者区画から専用スペースへの移動する対応をする。また、その家族については、他の避難者からの差別や偏見が生じるなどのおそれがある場合、必要に応じて別途スペースを設けるなどの対応を検討する。

運営スタッフで症状がある場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるように配慮する。

咳や発熱等の症状のある方の体調が悪化した場合等^{※6}は、多摩府中保健所^{※7}に今の対応について連絡・相談を行い、その指示に従う。

※6 令和2年5月8日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」より抜粋

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談する（これらに該当しない場合の相談も可能）。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

・重症化しやすい方（*）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（*）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

※7 多摩府中保健所（HPより抜粋）

（新型コロナ受診相談窓口・帰国者接触者電話相談センター）

平日昼間（午前9時から午後5時まで）

電話番号：042-362-2334（に・さんさん・よん）

平日夜間（午後5時から翌朝9時まで）及び、土日祝日の終日

保健所の閉庁時間は、東京都の合同電話相談センターで受付

電話番号：03-5320-4592

外国人旅行者向けコールセンター（Japan Visitor Hotline）

日本政府観光局（JNTO）が開設しているコールセンター

電話番号：050-3816-2787

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

(7) 濃厚接触者・発熱者等への対応

濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人の健康観察は、多摩府中保健所等と連携し、必要時に医療機関への受診をすみやかに実施する。

(8) 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けるなど、配布するタイミングを部屋ごとに分散するなど工夫する。

なお、移動が困難な障がい者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布する。

ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の感染の疑いがある人への食事の受け渡しは、直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とする。



(9) ごみ処理

専用区域で発生したごみは、19頁を参照に、ごみ袋を2重にして一般のごみとして廃棄する。

ごみ処理を行うときは、マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、ガウン（ごみ袋での手作り、カップでの代用も可）を装着する。

(10) 感染者が確認された場合

医療機関等に搬送した避難者が感染していたことが判明した場合、多摩府中保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応をする。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施する。

(11) 車中泊の避難者がいた場合の対応

避難所への車両での避難は認めていないが、過去の事例から、ペット同伴あるいは避難所内の過密な状況を考慮し、やむを得ず校庭等で車中泊を選択する被災者も想定される。20 頁のエコノミークラス症候群対策を周知するとともに、中長期化する場合は、保健師の訪問等について配慮する。

車中泊者で、咳や発熱等の症状がある方がいた場合は、咳や発熱等の症状がある避難者の専用スペースに誘導するが、事情により困難な場合は、使用するトイレが健常な避難者と重複することがないように注意を払う。また、その際は食事についても個別に配食する。

(12) 避難所の閉鎖

避難所を閉鎖した後は、保健所に消毒方法を確認のうえ、施設管理者と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施し原状回復する。

資料

簡易問診票

以下の項目を確認して、
当てはまる項目を指してください。

- 陽性者で自宅療養中ですか？
- 濃厚接触者で健康観察中ですか？

(咳・発熱等)

- 37.5℃以上の発熱がありますか？
- 息苦しさはありますか？
- 味や臭いを感じられない状態ですか？
- 咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。
- 倦怠感がありますか？
- その他（頭痛、下痢、結膜炎等の症状）

上記で1つでも該当する方は、専用スペースへ

-
- 上記に該当する症状等はありません

感染を広げないための避難所のルール

感染症対策にご協力をお願いします。

- 避難所内ではマスクを着用しましょう。

※マスクが常時着用できない乳幼児などもいますので、配慮をお願いします。



- 避難所内は感染予防のため、土足禁止です。室内履きに履き替えましょう。
- 避難スペースに入る前には、消毒液で手指の消毒をしましょう。
- 食事の前やトイレに行った後は、石けんで手を洗い、消毒液で消毒をしましょう。
- 関係者以外は、専用区域には立ち入らないでください。
- 毎日、健康状態を自己チェックし、咳や発熱があるなど、少しでも体調が悪い方は運営スタッフにお知らせください。



感染拡大防止にご協力いただいている専用区域の避難者への人権に配慮した行動をお願いします。

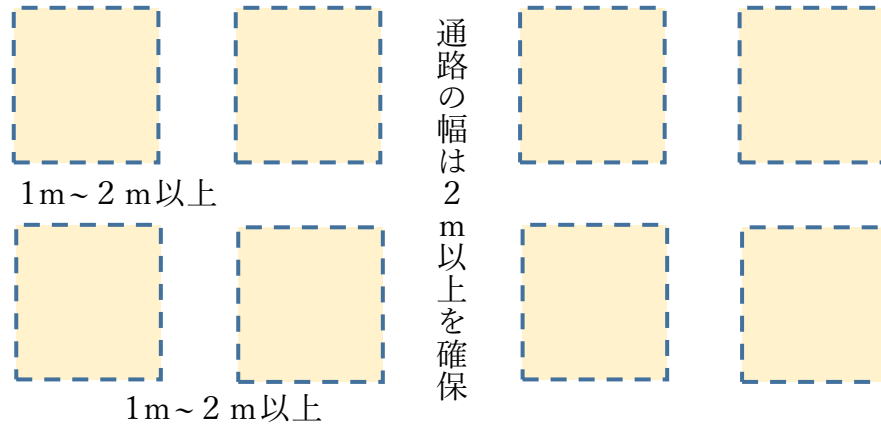
専用スペースで生活されている方へのお願い

避難所での感染拡大防止にご協力いただき、ありがとうございます。
専用スペースでの生活では、以下のことにご協力をお願いします。

- 体調が悪化した場合は、すぐに運営スタッフに申し出てください。
- 毎日、朝と夕に健康状態を確認します。
- 原則専用スペース内に留まってください。万が一、専用スペースを出るときは運営スタッフに声をかけ、マスクを着用し、他の避難者とソーシャルディスタンスを確保してなるべく接触を避けてください。元のスペースに戻る際には、必ず石けんで手洗いをするか、消毒液で手指消毒をします。
- トイレは、専用トイレ以外は使用しないでください。使用後は、便座などを消毒してください。
- 生活スペースの清掃は、各自行ってください。
- ごみは、専用ゾーン内の専用ごみ箱に分別して廃棄してください。
- 家族を含めて、来訪者と面会を行わないでください。
- 避難所を退所する場合は、運営スタッフに相談ください。
- 避難所の利用にあたっては、運営スタッフの指示に従ってください。

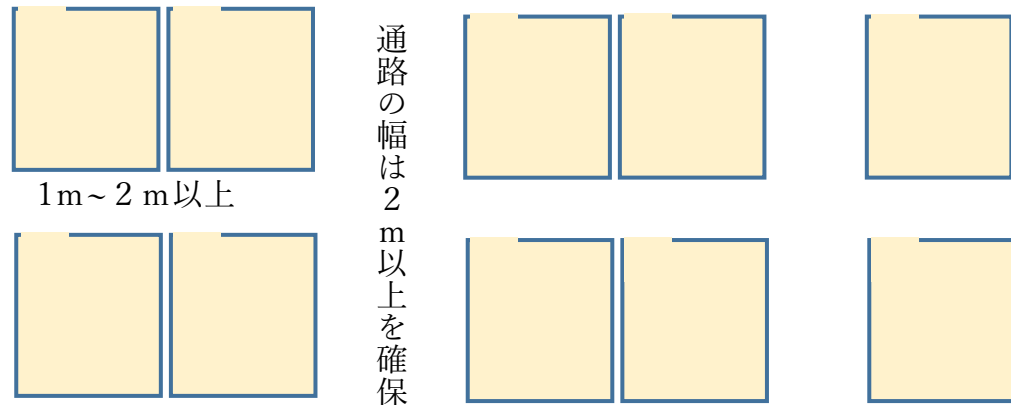
健康な人の避難所スペースレイアウト（参考）

ゴザやテープ表示等による区画



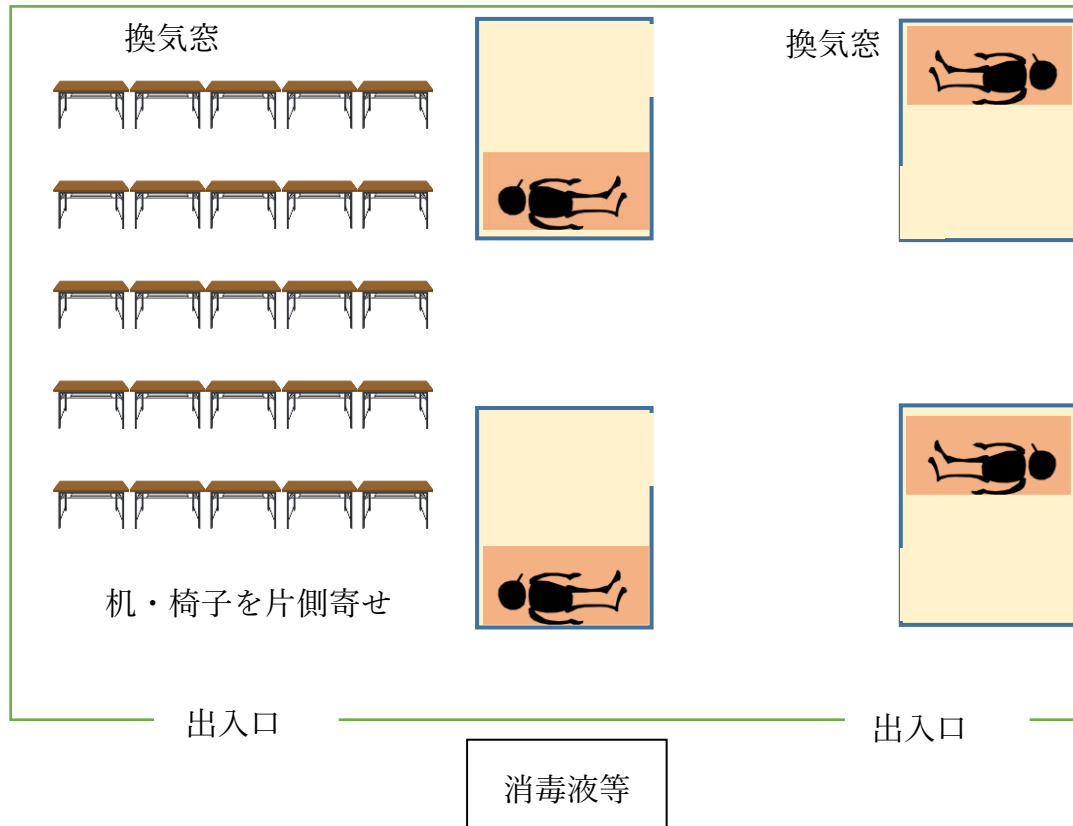
- 1家族が1区画を使用し、人数に応じて広さを調整する。
- 家族間の距離を1 m以上置く
- 区画には、ナンバリングをして誰がどこに避難しているか、受付名簿で分かるようにする。

間仕切りやテントを活用した場合の区画



- 飛沫感染を防ぐため、座位で口元より高いパーティションとする。
- パーティションを設置した場合、風通しが悪くなるおそれがあるため、換気及び熱中症対策に留意すること。
- 区画には、ナンバリングをして誰がどこに避難しているか、受付名簿で分かるようにする。

発熱等のある方の専用スペースレイアウト（参考）



- 発熱等のある方は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しいときは参考図のように同室（教室等）での対応とする。その際は、パーティション等で区切るなどの飛沫感染を防ぐ工夫を行う。
- 出入口付近に消毒液等を設置すること。
- 部屋の換気を定期的に行うこと。
- 区画には、ナンバリングをして誰がどこに避難しているか、受付名簿で分かるようにする。

宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における
廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

— ごみを取り扱う際に心がける3つのこと —



その1 ごみに直接触れない!

ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は
手袋、マスク、その他の個人防護具の使用や、肌の露出の
少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用を徹底しましょう。
なお、気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。



その2 しっかり縛って封をする!

ごみが袋の外面に触れた場合、ごみ袋の結び目からごみが出そうな場合、
ごみ袋が破れそうな場合など、感染防止の観点から、ごみ袋を二重にして封をしてください。
パッカー車によりごみ袋を圧縮して収集・運搬する場合は、袋の破裂を防止するため、
ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。



その3 ごみを捨てたあとは、 しっかり手を洗う!

ごみを取り扱ったあとは、流水と石けんやアルコール消毒液による手洗いや手擦消毒を徹底すること。
気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。



このほか、新型コロナウイルス感染症の廃棄物対策に関する基礎情報や留意点などは、こちらを御覧ください。 >>>



**宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、
廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を確実に行う必要があります。**

※ 宿泊療養施設は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設です。病院や診療所などとは異なり、医師等が医療を行う場所ではありません。
※ 廃棄物処理法上、感染性廃棄物は、病院などの医療関係機関等での医療行為等により発生する感染性病原体を含むなどした廃棄物をいいます。

宿泊療養施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、
感染性廃棄物を扱う処理施設において、廃棄物の処理が集中・停滞するおそれがあることに十分御配慮ください。



エコノミークラス症候群の予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



